



農 委  
だより

# 京田辺

第55号 平成21年12月発行 編集・広報アイデア委員会 発行・京田辺市農業委員会（京田辺市田辺80）



## 目次

- 1面 ◆ 飯岡玉露のPRと地域の活性化
- 2面 〳そばづくりで休耕田を活用〵
- 3面 ◆ 耕作放棄地の解消に取り組んでいます
- 4面 ◆ 農地を売りたい方、貸したい方へ  
「2010年世界農林業センサス」にご協力お願いします
- 5面 ◆ 安心貸し借り活き活き農業
- 6面 ◆ 農地制度が変わります





# 飯岡玉露のPRと地域の活性化

## そばづくりで休耕田を活用



飯岡玉露そばクラブ会長

出島重雄

飯岡玉露は、関西や全国の茶品評会において常に優秀な成績を修めています。このよ

うな日本一の玉露をもつと多くの人に知ってもらう方法はないか、何か地域から発信することができないかと考え、そばに玉露を加えた玉露そばを作

らうアンケート調査を行って現在の比率となりました。イベントとして地元の文化祭、市民文化祭やせ

そばに玉露を加えた玉露そばを作った。平成十二年当時は休耕田が目立ちはじめ、放っておくと大変なことになるので休耕田を活用して自らそばを栽培することにしました。あわせて地域の活性化を図り、魅力あるまちづくりに寄与することを目的にしてい

ます。そば栽培の経験は誰もなく、最初は農業改良普及センターに協力を求め試行錯誤で行ってきました。今年も八月末に五十アールの田に種まきをしました。収穫は十一月初霜の下りる前に行い、刈り取り、乾燥、脱穀、選別と作業が続きます。また、そばの手打ち研修を毎年実施して

玉露は全て飯岡産を使用しています。玉露を混ぜるという変わりそばはその配合が難しく、玉露の配合割合を確定するのに半年かかりました。玉露の割合が多いと苦みやえぐみが出ます。一方少ないと玉露の味がしないということになり、

この趣旨で会員を募ったところ六十人が参加し、平成十三年八月五日に「飯岡玉露そばクラブ」の結成に至りました。女性二十一人、男性三十九人で年齢も三十歳代から七十歳代までの幅広いクラブの誕生です。クラブには

地元文化祭等で試食して

そばの誕生です。クラブには



土地を守り有効利用するために

なくそう農地の無断転用

農地の転用には許可が必要です  
(市街化区域内は届け出)

◎農地転用とは

農地を住宅、工場用地、道路、山林などの農地以外の用途に転換することです。

①対象の土地が農地であるかどうかは、現況で判断され

ます。地目が農地であれば、耕作がされていなくても農地性が有る限り農地です。また、地目が農地でなくても肥培管理がされれば、農地とみなされ、転用には許可が必要です。

②一時的な農地転用にも許可が必要です。

③無断転用(許可を得ない転用)には、厳しい措置が講じられます。

許可を得ない転用者には、都道府県知事が工事等を中止させ、もとの農地に復元させることもできます。これに従わない場合は、最高三年以下の懲役または三百万円以下の罰金に処されます。

※農地転用の手続きについては、まず事前に農業委員会に相談を!

農地法の許可申請は、毎月二十日が切です。

二十日が土・日・祝日の場合は、その前日が切日になります。

市街化区域内の農地の転用届出は、随時受付します。

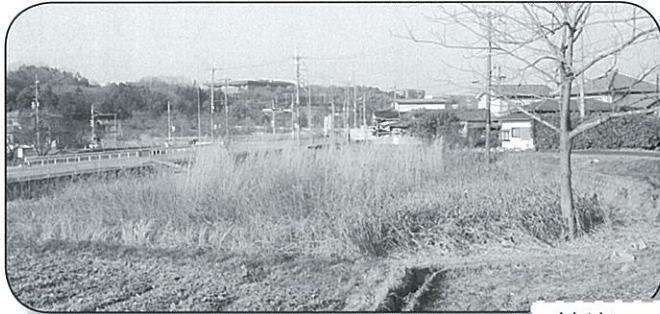




耕作放棄地再生利用緊急対策の一環として京田辺市農業委員会では市内五地域で見本田を設定し、地区の農業委員自ら解消活動に取り組み荒廃していた農地を再生しました。今年度は三山木と普賢寺地区で繁茂していた雑草等を刈り取り、三年間の利用権設定を結びました。耕作された田は荒廃していたとは思えない程きれいに実り、収穫された米も上々でした。米は米粉にして消費拡大の一環として産業祭で販売しました。

## 耕作放棄地の 解消に取り 組んでいます!

### ～普賢寺～



荒廃していた農地

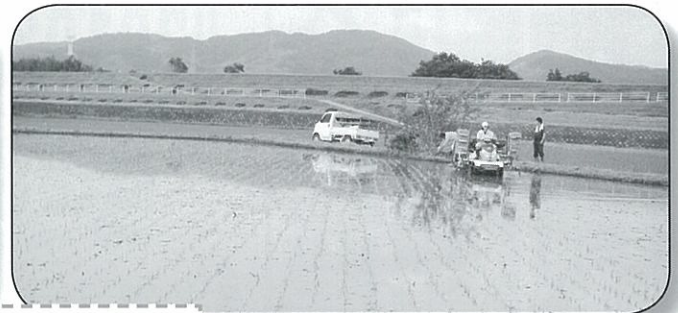
### ～三山木～



地域の農業委員が力をあわせて整地



きれいになった農地で耕作



無事収穫できました





# 農地を売りたい方、貸したい方へ！

— (社) 京都府農業開発公社からのお知らせ —

## 公社に売るメリット

- 適正価格で売買契約を行うことができ、譲渡所得税の特別控除などメリットがたくさんあります。
- 面倒な登記事務を公社が代行します。

## 公社に貸すメリット

- 貸付期間が満了すれば、農地を確実に返してもらえるので安心です。
- 貸借料（小作料）の一括前払いを受けることも可能です。

あなたの大切な農地を、農業でがんばる担い手につないで、活かしてみませんか？

(社)京都府農業開発公社（以下、公社）は、さまざまな事情で農地の売却（貸付）を希望される方から当該農地を購入（借入）し、経営の規模拡大をめざす方などに農地の売渡（貸付）を行っています。

京都府知事指定の公的機関である公社に農地を売って（貸して）いただくと、次のようなメリットがあります。

### ※公社から農地を購入（借入）する方にもメリットがあります。

- 売買（貸借）の際、地主との交渉や契約締結など、面倒な手続きが不要になります。
- 所有権移転登記に必要な登録免許税が軽減されます。

詳しいことは、農業委員会または下記に御相談ください。

社団法人 京都府農業開発公社  
〒602-8054  
京都市上京区出水通油小路東入  
丁字風呂町104-2  
(京都府庁西別館)  
TEL: 075-417-6847  
FAX: 075-441-5742  
E-mail: kosha@agr-k.or.jp

# 「2010年世界農林業センサス」 にご協力をお願いします

農林水産省では、平成二十二年二月一日を調査期日として、世界農林業センサスを実施します。この調査は、農林業・農山村の現状と変化を的確に捉え、きめ細かな農林行政を推進するために、五年ごとに農林業を営んでいるすべての世帯や法人を対象としています。

調査結果は、今後の農林行政の企画・立案・推進のための基礎資料となるため、調査員が伺いましたら、調査にご協力いただきますようお願いいたします。



**全国農業新聞**

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

週刊 金曜日発行  
月600円、年7,200円  
(消費税込)

■購読の申込みは市町村農業委員会へお気軽に連絡ください。

■発行所  
全国農業会議所  
〒105-0001  
東京都港区虎ノ門1-25-5  
虎ノ門34M Tビル  
電話 035251-3910  
ホームページ  
<http://www.nca.or.jp/shiribun>

- 担い手に役立つ情報が満載
- 週刊なので読みやすく負担が少ない
- お申し込みは農業委員会事務局まで



# 安心貸し借り活き活き農業

## 農地の貸借を進めます 利用権設定の促進

### ◎農地の貸し借りが安心してできる利用権設定（農用地利用集積計画）

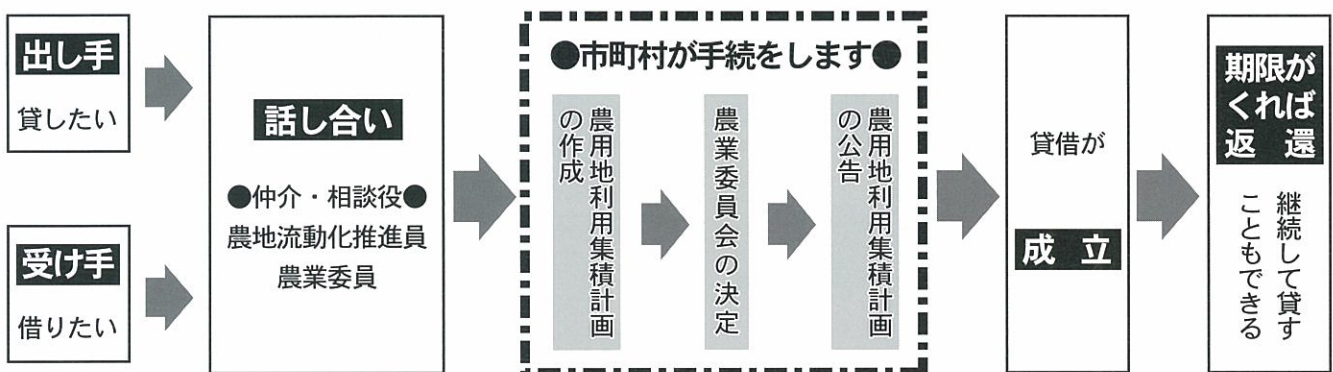
- ① 利用権設定（農用地利用集積計画）とは、「農業経営基盤強化促進法」という法律に基づく農地の貸し借りで、貸し手は、約束の期限がくれば、離作料を支払う事なく農地を確実に返してもらえ、一方、借り手は、期間中は安心して耕作ができる、農地の貸し借りが安心してできる制度です。農業委員会の決定を経て市町村が公告します。
- ② 利用権設定の方法  
貸し手・借り手の話がまとまれば、「利用権設定申出書」（市農業委員会にあります）を市農業委員会に提出して下さい。後日、契約書を送ります。
- ③ 相談の窓口  
地区の農地流動化推進員（農業委員等）は、まとめ役ですのでお気軽にご相談下さい。



※次の土地、人は利用権の設定はできません。

- (1) 市街化区域内の農地
- (2) 小作地
- (3) 売買等の登記の未登記の農地
- (4) 近く売買が予定されている農地
- (5) 農業者年金を受給している借人
- (6) 耕作面積30アール未満の借人

## 利用権設定等促進事業の流れ



農用地の流動化を進めています





# 農地制度が変わります！

- 平成21年6月24日、「農地法等の一部を改正する法律」が公布されました。21年中には、「農地の利用に関する責務規定」を設けた改正農地法等が施行され、新たな農地制度がスタートします。
- 新たな農地制度は、①これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保するとともに、②農地の貸借をやりやすくして、農地を最大限利用することをねらいとしています。



改正のポイントは・・・

## 農地を貸したいんだけど・・・

### 農地の貸借規制が緩和されます！

- 農地を利用できる者の範囲が拡大されます（一定の要件を満たす必要があります）。

#### 農地の借り受け者の範囲

(改正前) (改正後に追加)



- 市町村等が農地所有者から委任を受け代理して担い手に貸付等を行う事業が新設されます。



## 耕作しないでいると・・・

### 遊休農地に対する指導が強化されます！

- すべての遊休農地が指導の対象となります。
- 農業委員会が、年1回農地の利用状況を調査します。
- 遊休農地の所有者等に対しては、農業委員会が指導・勧告などを行います。



## 許可なく転用してしまうと・・・

### 違反転用に対する罰則が強化されます！

- 違反転用等に対する処分・罰則が強化されます。
- 都道府県知事等による行政代執行制度が創設されます。



事項	現行	改正
①違反転用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)
②違反転用における原状回復命令違反	6ヵ月以下の懲役または30万円以下の罰金 (法人は30万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)

## 農地を相続する場合は・・・

### 農業委員会への届出が必要になります！

- 相続等によって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ届出が必要になります。
- 届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処せられることになります。
- 耕作できない場合等は、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることができるようになります。



＝新たな農地制度について、詳しくは農業委員会へお問い合わせ下さい＝